

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第14号

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和30年静岡県条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>税務手当</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4) <u>社会福祉業務手当</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>精神保健業務手当</u></p> <p>(10)～(12) (略)</p> <p>(13) <u>家畜交配作業手当</u></p> <p>(14)・(15) (略)</p> <p>(16) <u>用地交渉等手当</u></p> <p>(17) (略)</p> <p><u>(税務手当)</u></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>対人折衝等業務手当</u></p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>(11) <u>家畜取扱手当</u></p> <p>(12)・(13) (略)</p> <p>(14) (略)</p> <p><u>(対人折衝等業務手当)</u></p>
<p>第3条 <u>税務手当は、本庁（静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた部及びこれに属する人事委員会規則で定める機関をいう。以下同じ。）又は財務事務所に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が次に掲げる業務に従事したときに支給する。</u></p> <p>(1) <u>県税の賦課又は徴収に関する業務（本庁に勤務する職員にあつては、人事委員会規則で定める業務に限る。）</u></p> <p>(2) <u>県税に関する滞納処分又は犯則事件の取締り（特に身体に危害を受けるおそれのあるときに限る。）</u></p> <p>2 <u>前項第1号の業務に係る手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に</u></p>	<p>第3条 <u>対人折衝等業務手当は、次に掲げる場合に支給する。</u></p> <p>(1) <u>本庁（静岡県部設置条例（平成18年静岡県条例第58号）により設けられた部及びこれに属する人事委員会規則で定める機関をいう。以下同じ。）又は財務事務所に勤務する職員（人事委員会規則で定める職員に限る。）が、県税の賦課又は徴収に関する業務で人事委員会規則で定めるものに従事したとき。</u></p> <p>(2) <u>健康福祉センターその他人事委員会規則で定める機関に勤務する職員（給与条例第7条第1項に規定する調整額表の適用を受ける職員を除く。）が、社会福祉に関する指導、保護等の業務で人事委員会規則で定め</u></p>

定める額とする。

(1) 本庁に勤務する職員 業務に従事した日
1日につき650円

(2) 財務事務所に勤務する職員 1月につき
13,600円を超えない範囲内で、職員の職務
の級に応じて人事委員会規則で定める額

3 第1項第2号の業務に係る手当の額は、業
務に従事した日1日につき310円とする。

(社会福祉業務手当)

第5条 社会福祉業務手当は、健康福祉センタ
ーその他人事委員会規則で定める機関に勤務
する職員（給与条例第7条第1項に規定する
調整額表の適用を受ける職員を除く。）が社会
福祉に関する指導、保護等の業務に直接従事
したときに支給する。

2 前項の手当の額は、次の各号に掲げる職員
の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 人事委員会規則で定める職員 1月につ
き9,400円を超えない範囲内で、人事委員会
規則で定める額

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 業務に従

るものに従事したとき。

(3) 本庁、保健所又は精神保健福祉センター
に勤務する職員が、精神保健及び精神障害
者福祉に関する法律（昭和25年法律第123
号）第27条第1項若しくは第2項の規定に
基づく診察若しくは調査、同条第3項の規
定に基づく診察の立会い、同法第29条の2
の2第1項若しくは第34条第1項から第3
項までの規定に基づく移送又は同法第47条
第1項若しくは第5項の規定に基づく相談
若しくは援助の業務（人事委員会規則で定
める相談又は援助の業務に限る。）に従事し
たとき。

(4) 人事委員会規則で定める機関に勤務する
職員が、現地において公共の用に供する土
地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の
交渉又は公共事業の施行により生ずる損失
の補償に係る交渉の業務に従事したとき。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日
につき650円（その業務が深夜（午後10時から
翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）
において行われた場合にあつては、975円）と
する。

第5条 削除

事した日1日につき310円

(精神保健業務手当)

第10条 精神保健業務手当は、本庁、保健所又は精神保健福祉センターに勤務する職員が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第27条第1項若しくは第2項の規定に基づく診察若しくは調査、同条第3項の規定に基づく診察の立会い、同法第29条第1項の規定に基づき精神障害者を入院させるための護送又は同法第47条第1項の規定に基づく精神障害者からの相談若しくは精神障害者に対する援助の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき450円とする。

(家畜交配作業手当)

第14条 家畜交配作業手当は、畜産技術研究所に勤務する職員が次に掲げる作業に従事したときに支給する。

(1) 種雄牛豚の自然交配若しくは精液の採取又はこれらの作業の準備のために種雄牛豚を御する作業

(2) 人工授精又は受精卵移植をするために放牧してある牛を取り押さえる作業

2 (略)

(用地交渉等手当)

第21条 用地交渉等手当は、人事委員会規則で定める機関に勤務する職員が現地において公共の用に供する土地の取得若しくは取得に伴う物件の移転の交渉又は公共事業の施行により生ずる損失の補償に係る交渉の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき1,000円(その業務が深夜において行われた場合にあつては、1,500円)とする。

(定年前再任用短時間勤務職員への支給額の

第10条 削除

(家畜取扱手当)

第14条 家畜取扱手当は、畜産技術研究所に勤務する職員が飼養管理のために牛又は豚を制する作業に従事したときに支給する。

2 (略)

第21条 削除

(定年前再任用短時間勤務職員への支給額の

特例)

第23条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第22条の4第1項の規定により採用された職員に支給される特殊勤務手当（その額が月額をもって定められているものに限る。）の額は、第3条、第5条又は第13条の規定にかかわらず、これらの規定で定める特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。

特例)

第23条 地方公務員法（昭和25年法律第261号）

第22条の4第1項の規定により採用された職員に支給される特殊勤務手当（その額が月額をもって定められているものに限る。）の額は、第13条の規定にかかわらず、同条で定める特殊勤務手当の額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定める。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。